

沖縄県県外保育士誘致支援事業について

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに、沖縄県外から沖縄県内に移住し、保育士として就業予定の方に渡航費、引っ越し費用を補助します。

※R6.4.1から就業する方のうち、R6.3.1からR6.3.31までに移住した方も今年度事業の対象となります。

(就業開始がR6.4.1より前であれば補助対象外となります。)

○2人以上世帯 … 40万円

○単身世帯 … 20万円

対象者 ※以下の項目に全て該当すること

- 保育士資格を有している者。
- 沖縄県内に移住する直前に沖縄県外に在住していた者。
- 令和7年3月31日までに沖縄県内の保育所等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所）に就職する予定の者。
- 沖縄県内の保育所等で週20時間以上かつ1年以上勤務する者。

お問い合わせ先

移住先市町村 保育主管課

※移住希望市町村へお問い合わせください！

